

熊本県公報

第12877号
令和元年(2019年)
11月22日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更……………(道路保全課) 1
- 道路の区域変更……………(") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定の廃止……………(障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定……………(") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 3
- 指定介護予防居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい者支援課) 3

公 告

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録証の記載事項の変更……………(森林整備課) 3
- 令和元年度(2019年度)「首都圏等における”熊本地震からの復興プロモーション”」業務委託に係る随意契約の相手方の決定……………(広報グループ) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(商工振興金融課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(") 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(") 5

登 載 依 頼

- 令和元年度(2019年度)有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(第1回)・健康危機管理推進会議(第1回)の開催……………(有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 5
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則……………(公安委員会) 6
- 確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………(") 10

告 示

熊本県告示第500号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)11月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野字石原 1382番2地先から 同所 1391番地先まで	前	15.7 ～ 28.8	91.1	活力創 出基盤 交付金
			後	10.6 ～ 28.8		

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)11月22日

熊本県告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)11月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字滝川字西原 2000番1地先から 上益城郡甲佐町大字白旗字沼間口 1336番1地先まで	前	5.1 ～ 13.3	550.0	広域連携交付金
			後	5.1 ～ 13.3	550.0	
				13.3 ～ 35.9	570.0	

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)11月22日

熊本県告示第502号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労支援センターかもん・ゆ～す 菊池市隈府469番地10	社会福祉法人菊愛会 菊池市亘字道ノ上359番地2 理事長 最上 太一郎	就労移行支援	平成31年(2019年)3月31日
指定相談支援事業所すいれん 宇城市松橋町萩尾2037番地1	医療法人社団明心会 宇城市松橋町萩尾2037番地1 理事長 三浦 大介	地域移行支援 地域定着支援	平成31年(2019年)4月1日
第二熊本菊陽学園 菊池郡菊陽町大字曲手697番地2	社会福祉法人菊陽会 菊池郡菊陽町大字曲手811番地 理事長 田中 健二郎	就労移行支援	令和元年(2019年)5月30日
ヘルパーステーションいわさか 菊池郡大津町大字岩坂433番地	有限会社ひだまり 菊池郡大津町大字岩坂433番地 代表取締役 若松 眞弓	居宅介護 重度訪問介護	令和元年(2019年)5月31日
うきUKI豊穰 宇城市松橋町砂川1405番地1	特定非営利活動法人熊本南自立支援センター 宇城市松橋町砂川1405番地1 理事長 宮崎 由紀生	就労継続支援A型	令和元年(2019年)7月1日

熊本県告示第503号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定更新年月日
大津ごふく薬局 菊池郡大津町大字室925番地5	調剤	令和元年(2019年)12月1日
新生堂薬局大津店 菊池郡大津町大字大津1211番地1	調剤	令和元年(2019年)12月1日
新生堂薬局玉名店 玉名市玉名2170番地1	調剤	令和元年(2019年)12月1日

熊本県告示第504号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和元年（2019年）11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人宏徳会	デイサービス つどい	荒尾市荒尾27 20-1	令和元年 (2019 年)11月 18日	通所介護

熊本県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年（2019年）11月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	寺田岱明 線	玉名市中字内田 1800番1地先から 玉名市中字河原 1191番7地先まで	前	10.6 ～ 23.7	757.0	
			後	11.7 ～ 24.7		

2 区域を変更する期日 令和元年（2019年）11月22日

熊本県告示506号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和元年（2019年）11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社万葉福祉会	訪問看護ステーション 和花	八代市植柳下町 1952-2-1	令和元年 (2019 年)11月 13日	介護予防訪問 看護

熊本県告示507号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年（2019年）11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
はおはお合志市幾久富字中沖野1770番地25	合同会社はおはお菊池郡菊陽町原水18番地4 木村 優子	令和元年 (2019年) 12月1日	435290 0429	指定児童発達支援

公 告

熊本県公告第458号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和元年（2019年）11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(変更前)

登録番号	熊本県熊本3番
生産事業者の氏名及び住所	熊本県樹苗協同組合 理事長 坂本 久男 熊本県熊本市新屋敷1丁目5番4号
事業所の名称及び所在地	熊本県樹苗協同組合 熊本県熊本市新屋敷1丁目5番4号

(変更後)

登録番号	熊本県熊本第3号
生産事業者の氏名及び住所	熊本県樹苗協同組合 理事長 羽田 誠次 熊本県熊本市東区戸島2丁目3-35
事業所の名称及び所在地	熊本県樹苗協同組合 熊本県熊本市東区戸島2丁目3-35
変更年月日	令和元年(2019年)10月17日

熊本県公告第459号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和元年度(2019年度)「首都圏等における“熊本地震からの復興プロモーション”」業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県知事公室広報グループ
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年(2019年)10月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日本経済広告社
東京都千代田区神田小川町二丁目10番地
- 5 随意契約に係る契約金額
32,802,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,982,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当するため。

熊本県公告第460号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出について同法第8条第1項の規定により人吉市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターニシムタ熊本人吉店
熊本県人吉市下林町字佐ブ川30-1 外7筆
- 2 人吉市から聴取した意見の概要
 - (1) 説明会において周辺住民から出された疑義や質問等については、誠実に対応すること。
また、施設の着工にあたっては、周辺住民等とトラブルが起きないように、工事の内容等について、周知徹底を図ること。
 - (2) 消防水利に関しては、人吉下球磨消防組合と十分に協議すること。
 - (3) 貴店出入り口付近に産交バス株式会社が運行するバスが停車する「ニシムタ前」停留所が設置されている。工事期間の工事車両及び開店後に停留所の設置に影響があるおそれがあるので、産交バス株式会社人吉営業所と事前の協議を行うこと。
また、来店車両等で交通量が増加されることが予想されるので、バスの停車、走行及び公共交通利用者の安全の確保に配慮すること。

- (4) 人吉市環境基本条例第6条に定める事業者の責務を遵守すること。
- (5) 計画地周辺については、第二中学校の生徒が通学路で利用している。店舗が増設されれば、交通量が増大し事故発生の可能性も否めないため、安全対策について特段の配慮をお願いしたい。
- また、工事予定期間等について、第二中学校長への説明等をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
令和元年(2019年)11月22日から令和元年(2019年)12月22日まで

熊本県公告第461号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字戸鼻崎1965番1及び同1965番3
821.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区小峯三丁目1番18号
株式会社南栄開発
熊本市南区江越二丁目1番3号
株式会社サンタ不動産

熊本県公告第462号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字下原806番5
274.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区東野三丁目3番1号レジデンス園201
藤瀬 友英

熊本県公告第463号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字花園5077番2、同5092番の一部及び同5094番4の一部
1,839.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区鶴羽田一丁目12番24号
有限会社菊南プラザ不動産

登 載 依 頼**有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

令和元年度(2019年度)有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会〔第1回〕・健康危機管理推進会議〔第1回〕の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和元年(2019年)11月22日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和元年(2019年)12月4日(水)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県有明保健所 2階会議室(玉名市岩崎1004-1)
- 3 議題
(1) 協議事項
救急告示病院の審議について

- (2) 第7次有明地域保健医療計画の取組みにおける上半期評価と下半期の方向性
- (3) 意見交換
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
玉名市岩崎1004-1
玉名地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務福祉課内）
（電話0968-72-2184）

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月22日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ア中（カ）を（キ）とし、（オ）を（カ）とし、（エ）の次に次のように加える。

（オ）運転者が、運転者以外の者1人をタンデム車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）で2人乗り用のものの運転者以外の者の用に供する乗車装置に乗車させる場合
別記様式第19号の3から別記様式第19号の5までを次のように改める。

別記様式第19号の3(第24条の2関係)

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿



ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日
連絡先	
住 所	

熊本県収入証紙貼付欄

免許証号

<input type="text"/>											
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

免許データ印字部分

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第19号の4(第24条の2関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

ふりがな		
氏 名		
生年月日	年	月 日
連絡先		
変更した 事 項	ふりがな	
	新氏名	
	新住所	

現
に
有
す
る
運
転
の
写
し

住所確認の書類

氏名変更の
添付書類

免
許
デ
ー
タ
印
字
部
分

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第19号の5(第24条の2関係)

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

写 真	現 経 歴 証 明 書	交付年月日		熊本県収入証紙貼付欄
		照会番号		
		免許の種類		
		再交付申請 の理由		

ふりがな		ふりがな	
氏 名		旧氏名	
生年月日		年	月 日
連絡先			
住 所			

免
許
デ
ー
タ
印
字
部
分

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

熊本県公安委員会規則第7号

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月22日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則（平成17年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第2条第2項第3号ハ及びニ」を「第2条第2項第3号ロ及びハ」に改める。

第11条第2項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

別記様式第1号中「戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））」を「住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に

規定する国籍等）が記載されたものに限る。）」に、
「 登記事項証明書
 診断書
」

を「 診断書
」に改める。

別記様式第3号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第4号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第14号及び別記様式第17号中「はり付ける」を「貼り付ける」に、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第21号中「戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））」を「住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45

に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）」に、
「 登記事項証明書
 診断書
」

を「 診断書
」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記様式第22号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。